

外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について（案）

1. 行動計画の位置付けについて（前提）

○現行の行動計画は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に位置付けられた個別の行動目標の達成のために、主に特定外来生物の規制及び防除に関して規定した国内法である外来生物法に係る事象のみならず、特定外来生物以外の外来種（国内由来のもの含む）に関する対策、普及啓発、国際協力等といった同法に規定されていない事象も含めて、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として策定されたものである。

○計画改定後においても“我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略”との位置付けに変更はないが、「特定外来生物被害防止基本方針」（2022年9月閣議決定）において、国が「我が国における外来種対策を総合的に推進する」ために作成するものと整理されたことも踏まえ、外来種対策全般の方向性をより明確化し、各主体による行動を的確に喚起することに主眼を置いた内容とし、改定後は各主体に対して適切に普及していくこととする。

2. 行動計画の目標・目的・行動指針の見直しの方向性について

現行の行動計画（計画期間：2015～2020年）の目標は「2020年までの愛知目標の達成」、行動計画の目的（⇒第1部第1章第3節）は「外来種対策の主流化」とされており、更に当該目標の達成及び目的の実現に向けた行動指針（⇒第1部第1章第4節）が「基本的な考え方」として8つの柱で整理されている。

これを踏まえ、2030年に向けた行動計画の見直しの方向性として、以下のとおり提案する。

▼計画の目標

1. に記載の当計画の位置付けを踏まえ、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略 2023-2030」の2030年目標の達成に向け、国及び地域を対象に、以下2つの観点から取組を推進する。

①新たな侵略的外来種の導入予防

対策優先度の高い侵略的外来種については域内への導入及び定着の防止を、その他の侵略的外来種については導入率及び定着率の50%以上削減を達成する。

ここで言う「対策優先度の高い侵略的外来種」及び「その他の侵略的外来種」とは、国または地域で作成する「生態系被害防止外来種リスト」（以下、「リスト」と言う。）の「定着予防外来種」のうち、それぞれ「侵入予防外来種」、「その他の定着予防外来種」に該当する種とする。

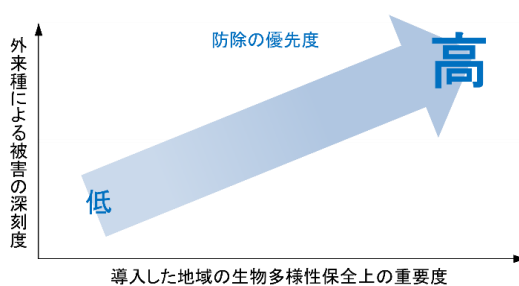
②導入した侵略的外来種の防除

侵略的外来種について、それぞれ外来種による被害の深刻度及び導入した地域の生物多様性保全上の重要度から総合的に勘案し、防除の優先度を設定する。さらに、防除の実行可能性も加味し、根絶、影響防止、影響軽減、影響管理のいずれかを達成する。

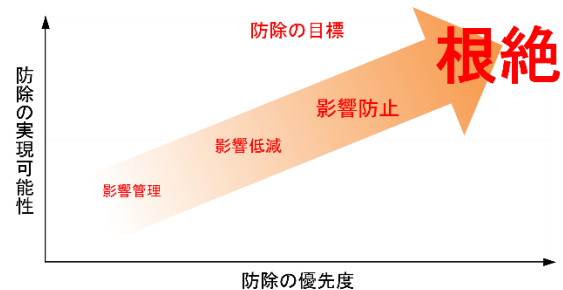
ここで言う「被害の深刻度が高い外来種」とは、国または地域で作成するリストの「総合対策外来種」のうち、「緊急対策外来種」または「重点対策外来種」のいずれかに該当する種とする。国における防除の優先度に関しては、外来生物法に基づき指定された特定外来生物をより優先するが、地域における防除の優先度に関しては、必ずしも特定外来生物の指定状況には拠らないものとする。

「生物多様性保全上重要な地域」とは、法令や制度等に基づく、陸域及び内陸水域の保護地域とする。

「防除の実現可能性の高い種」とは、「生態系被害防止外来種リスト」のカテゴリ区分における「総合対策外来種」のうち「緊急対策外来種」に該当する種とする。



防除の優先度に係る概念図



防除の目標に係る概念図

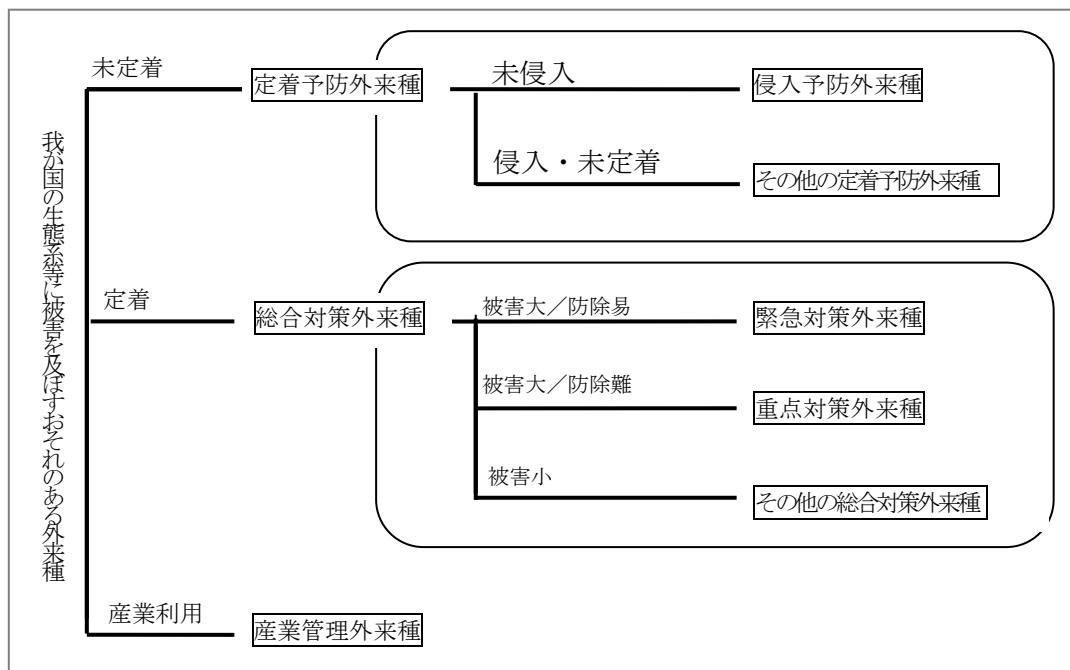
※「生態系被害防止外来種リスト」について：

○2015年3月、環境省・農林水産省にて作成・公表。

○侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種429種について、外来生物法に基づく規制の有無に関わらず、対策の方向性から以下のカテゴリ区分に分類。同時に作成・公表した行動計画と併せて、愛知目標の達成に資するため、国民等の主体に対して対策の方向性に応じた適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用。

○「特定外来生物被害防止基本方針」（2022年9月閣議決定）においては、「特定外来生物に指定されていない外来生物や国内由来の外来種等も含めて、我が国の生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、こうした情報を収集・整理したリスト（以下、「生態系被害防止外来種リスト」という。）を作成する。この生態系被害防止外来種リストの作成・発信を通して、国民に対して外来種の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進める。また、生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、既存制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、特定外来生物を指定する」とされており、国が「我が国における外来種対策を総合的に推進する」ために行動計画と併せて作成するものと整理されている。

○リストのカテゴリ区分：



- (1) 定着予防外来種：国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。
- －侵入予防外来種：国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。
 - －その他の定着予防外来種：侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。
- (2) 総合対策外来種：国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
- －緊急対策外来種：被害の深刻度に関する基準として一定以上を満たしており、更に対策の実効性、実行可能性として防除手法が開発されている、または開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得るもの。
 - －重点対策外来種：被害の深刻度に関する基準として一定以上を満たしている種。
 - －その他の総合対策外来種
- (3) 産業管理外来種：産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないもの適切な管理が必要な産業上重要な外来種。

※法令や制度等に基づく既存の保護地域：

自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、保護林、緑の回廊、天然記念物、都道府県が条例で定めるその他保護地域

▼計画の目的

上記目標の達成に向けて、各主体が、外来種問題を認識する、理解するといった段階にとどまることなく、より具体的な行動を起こしていくことが肝要となることから、「外来種対策の実践」と設定する。

▼行動指針

- ・上記目標、目的を踏まえて、現行の行動計画における以下の柱について、とりわけ強化していく必要がある（斜体は、現行の行動計画における柱番号）。いずれも「国外由来外来種」と「国内由来外来種」に分けて対応の考え方を整理した上で、国外由来外来種（とりわけ特定外来生物）への対応については、改正外来生物法の運用強化に向けた具体的な行動を示す観点で更新を行う。
 - (1) 優先度を踏まえた外来種対策の推進（柱2）
 - 国及び地方公共団体による外来種の侵入・被害等状況の確実な把握と適切な対応策の選択（優先順位付）の強化。民間セクターにおける外来種対策の主流化。
 - (2) 意図的に導入される外来種の適正管理の強化（柱3-1）
 - 事業者・国民等による管理の徹底・強化。
 - ※同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応（柱6）についても当該項目にて言及する
 - (3) 非意図的な導入に対する予防（柱3-2）
 - 国による「要緊急対処特定外来生物」等制度の適切な運用及び民間セクター含む関係者間での連携体制強化。
 - (4) 効果的・効率的な防除の推進（柱4）
 - 各防除主体による戦略的な防除の徹底実施。
- ・普及啓発（柱1）、情報基盤構築／調査研究・技術開発（柱7）、国際連携（柱8「その他」内）についても、（1）～（4）の更なる推進のための基盤的な行動として適切に強化していく必要がある。
- ・目標とは直接的な関連性が低い外来種由来の感染症対策（柱8「その他」内）についても、最新の科学的知見等を踏まえ、対応を継続する。

（詳細は「資料2-3 別紙1」のとおり。）

※第2回検討会においては、「資料2-3 別紙2」をワークシートとして、行動指針（柱）毎の強化ポイント及び主体毎の行動の在り方について議論を行う。